	八四・四三		印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びにこれらの部分品及び附属品	
			印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）	
		八四四三・一一	オフセット印刷機（巻紙式のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四四三・一二	オフセット印刷機（枚葉式で事務所用のものに限るとし、広げた状態でシートの一方が二二センチメートル以下、他方が三六センチメートル以下のもの）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四四三・一三	その他のオフセット印刷機	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四四三・一四	凸版印刷機（巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四四三・一五	凸版印刷機（巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四四三・一六	フレキソ印刷機	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四四三・一七	グラビア印刷機	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四四三・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
			その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）	
		八四四三・三一	印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四四三・三二	その他のもの（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四四三・三九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
			部分品及び附属品	
		八四四三・九一	印刷機の部分品及び附属品（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		八四四三・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四・四四	八四四四・〇〇	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四・四五		紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第八四・四六項又は第八四・四七項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四・四六		織機	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四・四七		編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四・四八		第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機）並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）	
			第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械	

		八四四八・一一	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四四八・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四四八・二〇	第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
			第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	
		八四四八・三一	針布	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		八四四八・三二	紡績準備機械のもの（針布を除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		八四四八・三三	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		八四四八・三九	その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
			織機又はその補助機械の部分品及び附属品	
		八四四八・四二	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		八四四八・四九	その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
			第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	
		八四四八・五一	シンカー、針その他の物品（編目の編成に使用するものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		八四四八・五九	その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四・四九	八四四九・〇〇	フェルト又は不織布（成形したものを含む。）の製造用又は仕上げ用の機械（フェルト帽子の製造機械を含む。）及び帽子の製造用の型	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四・五〇		家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）	
			洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものに限る。）	
		八四五〇・一一	全自動のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四五〇・一二	その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四五〇・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四五〇・二〇	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四五〇・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四・五一		洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第八四・五〇項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	
		八四五一・一〇	ドライクリーニング機	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
			乾燥機	
		八四五一・二一	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四五一・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇